

○さいたま市心身障害者福祉手当支給条例

平成13年5月1日

条例第167号

改正 平成14年12月26日条例第94号

平成17年3月25日条例第76号

平成17年12月21日条例第217号

平成18年9月22日条例第51号

平成21年10月21日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、在宅の心身障害者に心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める級別の1級、2級又は3級に該当するもの
- (2) 市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者で、同制度に定めるA、B又はCの障害を有するもの
- (3) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が障害の程度について、最重度、重度、中度又は軽度と判定した者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級の1級又は2級に該当するもの
- (5) 前各号に掲げるものに相当すると市長が認めた者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にある者

2 この条例において「保護者」とは、親権者、後見人その他これに準ずる者をいう。

（一部改正〔平成14年条例94号・21年38号〕）

(受給資格等)

第3条 手当を受給できる者は、次の各号のいずれにも該当する心身障害者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。次号において「法」という。)第17条第2号並びに第26条の2第1号及び第2号に規定する施設に入所していないこと。
- (3) 法第17条の規定による障害児福祉手当、法第26条の2の規定による特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当のいずれの支給も受けていないこと又はこれらの手当のいずれかの支給を受け、かつ、前条第1項第1号に規定する身体障害者手帳(1級又は2級に係るものに限る。)及び同項第2号に規定する療育手帳(Aの障害に係るものに限る。)の交付を受けていること。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。

(一部改正〔平成18年条例51号・21年38号〕)

(受給資格の喪失等)

第4条 前条第2項の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を失う。

- (1) 前条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

2 受給者又は保護者は、前項各号のいずれかに該当することになったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成21年条例38号〕)

(手当の額)

第5条 手当の額は、別表に定めるところによる。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請日の属する月の翌月(申請日が月の初日であるときは、その日の属する月)から受給資格を喪失した日の属する月までとする。

(一部改正〔平成17年条例217号〕)

(支給制限等)

第7条 手当は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間について支給しない。

- (1) 前年の所得(新たに受給者となった者であって、1月分から7月分までの手当のい

ずれかを受給することができるものにあつては、前々年の所得)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されたとき 当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の8月分から翌年7月分まで

(2) 第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった日(その日が2以上あるときは、最も早い日)において65歳以上である受給者がさいたま市重度要介護高齢者手当支給条例(平成13年さいたま市条例第157号)第4条第2項の規定による支給の決定(次号において「重度要介護高齢者手当支給決定」という。)を受けたとき 同条第1項の規定による重度要介護高齢者手当の支給の申請をした日の属する月(同条例第6条の規定の適用がある場合にあつては、同条に規定する支給の始期)からその支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

(3) 重度要介護高齢者手当支給決定を受けた者が第2条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合において、その該当することとなった日(その日が2以上あるときは、最も早い日)以後に手当の受給資格の認定を受けたとき 前条の規定により当該認定に係る支給を開始する月から重度要介護高齢者手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給せず、又は一時差し止めることができる。

3 受給者又は保護者は、所得に関する事項その他必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

(全部改正〔平成17年条例217号〕、一部改正〔平成21年条例38号〕)

(手当の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があつたときは、当該手当の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成21年条例38号〕)

(受診命令)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、受給者又は保護者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命じることができる。

(一部改正〔平成21年条例38号〕)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浦和市心身障害者福祉年金条例（昭和41年浦和市条例第30号）、大宮市中心身障害者手当支給条例（昭和54年大宮市条例第37号）又は与野市重度心身障害者福祉手当支給条例（昭和50年与野市条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

- 3 岩槻市の編入の日の前日において編入前の岩槻市の区域内に住所を有する者で引き続き市内に住所を有するもののうち、岩槻市の編入の際現に県の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者のこの条例の規定の適用については、市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者とみなす。

(追加〔平成17年条例76号〕)

- 4 前項に規定するもののほか、岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市重度心身障害者手当支給条例（昭和54年岩槻市条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年条例76号〕)

附 則（平成14年12月26日条例第94号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市内に住所を有する者であって、県の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けているもののこの条例による改正後のさいたま市中心身障害者福祉手当支給条例の規定の適用については、市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者とみなす。

附 則（平成17年3月25日条例第76号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第217号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(手当の特例)

- 2 この条例の施行の日の前日から引き続き受給者である者の平成18年4月分から同年7月分までの手当については、この条例による改正後のさいたま市心身障害者福祉手当支給条例第7条の規定にかかわらず、その者の前々年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されているときは、支給しない。

附 則（平成18年9月22日条例第51号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年10月21日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市心身障害者福祉手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項第2号及び第3号の規定は、この条例の施行の日以後に受給資格の認定(当該認定により引き続き手当の支給を受けることとなる場合を除く。この項において同じ。)を受けた者について適用し、同日前に受給資格の認定を受けた者については、なお従前の例による。

(支給期間の特例)

- 3 この条例の施行の日前に改正後の条例第2条第1項第4号に規定する要件に該当していた者であって、同日から平成22年2月28日までの間に受給資格の認定の申請を行ったもの手当については、改正後の条例第6条の規定にかかわらず、同年1月分から支給する。

別表（第5条関係）

(一部改正〔平成17年条例217号・21年38号〕)

障害の程度	手当の額
1 第2条第1項第1号に規定する障害の程度が1級又は2級の者	月額 5,000円
2 第2条第1項第2号に規定する障害の程度が、A又はBの者	
3 第2条第1項第3号に規定する障害の程度が最重度、重度又は中度と判定された者	
4 第2条第1項第4号に規定する障害の程度が障害等級1	

級に該当する者 5 前各項に掲げるものに相当すると市長が認めた者 6 第2条第1項第6号に規定する者	
1 第2条第1項第1号に規定する障害の程度が3級の者 2 第2条第1項第2号に規定する障害の程度がCの者 3 第2条第1項第3号に規定する障害の程度が軽度と判定された者 4 第2条第1項第4号に規定する障害の程度が障害等級2級に該当する者 5 前各項に掲げるものに相当すると市長が認めた者	月額 2,500円

○さいたま市心身障害者福祉手当支給条例施行規則

平成13年5月1日

規則第111号

改正 平成16年6月25日規則第75号

平成17年3月30日規則第66号

平成18年3月31日規則第78号

平成21年12月25日規則第120号

平成26年3月25日規則第49号

平成27年12月28日規則第117号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市心身障害者福祉手当支給条例（平成13年さいたま市条例第167号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、心身障害者福祉手当資格認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、受給資格を認定した者（以下「受給者」という。）については、心身障害者福祉手当受給者台帳（様式第2号）に記録するとともに、心身障害者福祉手当認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当受給資格非認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(受給資格喪失等の届出)

第4条 受給者又は保護者は、条例第4条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、直ちに心身障害者福祉手当受給資格喪失届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 受給者又は保護者は、認定内容その他手当の支給に必要な事項に変更を生じたときは、直ちに心身障害者福祉手当受給資格変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成18年規則78号・21年120号〕)

(受給資格喪失等の通知)

第5条 市長は、心身障害者が受給資格を喪失したと認めるときは、心身障害者福祉手当受給資格喪失通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、手当の額に変更が生じたときは、心身障害者福祉手当受給額変更通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（一部改正〔平成21年規則120号〕）

（現況の届出）

第6条 受給者又は保護者は、毎年度市長の定める時期に心身障害者福祉手当所得状況届（様式第9号）を提出しなければならない。ただし、当該届により明らかにすべき事実を公簿等によって確認できる者又は市町村民税が課税されていない18歳未満の者については、この限りでない。

（追加〔平成18年規則78号〕、一部改正〔平成21年規則120号〕）

（支給停止等の通知）

第7条 市長は、前条の規定による届出を受理した場合において、条例第7条第1項の規定により手当の支給を停止するとき、又は同項の規定に該当しなくなったことにより手当の支給の停止を解除するときは、心身障害者福祉手当支給停止（解除）通知書（様式第10号）により受給者に通知するものとする。

2 市長は、条例第7条第2項の規定により手当の支給を停止し、若しくは一時差し止めるとき、又は同項の規定に該当しなくなったことにより手当の支給の停止若しくは一時差し止めを解除するときは、心身障害者福祉手当支給停止（解除）・支給一時差止（解除）通知書（様式第11号）により受給者に通知するものとする。

（追加〔平成18年規則78号〕、一部改正〔平成21年規則120号・26年49号〕）

（手当の支給時期）

第8条 手当は、毎年9月及び3月の2期にそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、支給事由が消滅したときは、その月までの分を支給月にかかわらず支給する。

（一部改正〔平成18年規則78号〕）

（死亡による支給の特例）

第9条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき未支給の手当があるときは、保護者又は市長が定めた者に支給することができる。

（一部改正〔平成18年規則78号〕）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までの、合併前の浦和市中心身障害者福祉年金条例施行規則（昭和41年浦和市規則第30号）、大宮市中心身障害者手当支給条例施行規則（昭和55年大宮市規則第2号）又は与野市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則（昭和50年与野市規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(岩槻市の編入に伴う経過措置)

3 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市重度心身障害者手当支給条例施行規則（昭和54年岩槻市規則第16号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成17年規則66号〕)

附 則（平成16年6月25日規則第75号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第66号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第78号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日規則第120号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第49号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第117号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

心身障害者福祉手当資格認定申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住所
申請者
氏名 ㊟

次のとおり心身障害者福祉手当の受給資格の認定を受けたいので申請します。

認定対象者	フリガナ 氏 名					
	個人番号					
	生年月日	年	月	日	年齢	歳
	住 所	〒				
身体障害者手帳の 所 有 状 況	あり	なし	再認定	年 月		
				手帳番号	第 号	等級 級 種
療育手帳の所有状況	あり	なし	再判定	年 月		
				手帳番号	程度	
精神障害者保健福祉 手帳の所有状況	あり	なし	有効期間	年 月 日 から		
				年 月 日 まで	等級	級
振込先金融機関	銀行・金庫・農協 支店・本店					
	預金種別		口座番号			
	名義カナ	障害者本人の口座を設けてください				
電 話 番 号	() - (自宅・呼出・勤務先)					

様式第2号(第3条関係)

心身障害者福祉手当受給者台帳

申請受理年月日		年 月 日	認定年月日		年 月 日
受 給 者	住 所	電話番号()			
	(フリガナ) 氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳	
	障 害 程 度	身 障 ・ 知 的 ・ 精 神			
支 給 決 定 額			年額 円(月額 円)		
申 請 内 容 変 更	年 月 日				
	内 容				
備 考					
資 格 喪 失 届 受 理 年 月 日	年 月 日	受 給 喪 失 年 月 日		年 月 日	

様式第3号(第3条関係)

心身障害者福祉手当認定通知書

年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付で申請のあった心身障害者福祉手当について次のとおり認定をしたので通知します。

支給開始年月日	年 月 日
支給額	年額 円(月額 円)
支給時期	9月、3月
支給方法	

様式第4号(第3条関係)

心身障害者福祉手当受給資格非認定通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請のあった心身障害者福祉手当について次のとおり受給資格がないと認定をしたので通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にさいたま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第5号(第4条関係)

心身障害者福祉手当受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住所
申請者
氏名 (印)
(障害者との続柄)
(電話番号)

次のとおり心身障害者福祉手当の受給資格がなくなりましたので届け出ます。

受給者	フリガナ 氏 名					
	住 所					
	生年月日	年	月	日	年 齢	歳
受給資格がなくなった 理 由						
上記理由が発生した 年 月 日		年	月	日		

様式第6号(第4条関係)

心身障害者福祉手当受給資格変更届

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住所
申請者
氏名 (印)
(障害者との続柄)
(電話番号)

次のとおり心身障害者福祉手当の認定内容に変更を生じましたので届け出ます。

受給者	氏名					
	生年月日	年	月	日	年齢	
	住所					
受給資格がなくなった理由						
上記理由が発生した年月日		年	月	日		
変更項目	身体障害者手帳の所有状況	あり	なし	再認定	年 月	
					手帳番号	第 号
	療育手帳の所有状況	あり	なし	再判定	年 月	
					手帳番号	程度
	精神障害者保健福祉手帳の所有状況	あり	なし	有効期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
					年 月 日から 年 月 日まで	
	振込先金融機関名	銀行・金庫・農協		支店・本店		
	預金種別			口座番号		
	名義カナ					
	上記変更が生じた年月日		年	月	日	

様式第7号(第5条関係)

心身障害者福祉手当受給資格喪失通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで届出のあった心身障害者福祉手当について、次のとおり受給資格が消滅したので通知します。

受給資格が消滅した理由	
上記理由が発生した年月日	年 月 日
未支給期間及び未支給額	年 月分から 年 月分まで 月額 円 年 月分から 年 月分まで 月額 円 合計 円

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にさいたま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第8号(第5条関係)

心身障害者福祉手当受給額変更通知書

年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで届出のあった心身障害者福祉手当について、次のとおり支給額に変更を生じたので通知します。

支給額が変更となった理由	
上記変更が生じた年月日	年 月 日
変更支給額	年 月分から 年 月分まで 月額 円 年 月分から 年 月分まで 月額 円 年額 円

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にさいたま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第9号（第6条関係）

心身障害者福祉手当所得状況等届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

受給者住所	
受給者氏名	㊟
個人番号	

所得状況等について、次のとおり届け出ます。

年の所得状況について、

- 課税されています。
 非課税です。（非課税証明を添付します。）

現在の重度要介護高齢者手当について、

- 受けています。
（ 年 月 日から）
 受けていません。

現在の施設入所状況について、

- 入所しています。
（ 年 月 日から）
 入所していません。

※ 翌年度分以後、上記の状況等について、届出によることなく市長が調査により把握することと同意される方は、次の同意書に記載してください。

同 意 書

年度分以後のさいたま市心身障害者福祉手当の支給決定又はその実施に当たり、私の市民税の課税状況、さいたま市重度要介護高齢者手当の受給状況及びさいたま市心身障害者福祉手当支給条例第3条第1項第2号に規定する施設への入所に関する情報について、市長が必要な調査を行うことに同意します。

年 月 日

受給者本人署名 _____ ㊟

様式第10号(第7条関係)

心身障害者福祉手当支給停止(解除)通知書

年 月 日

様

さいたま市長



あなたの心身障害者福祉手当については、次のとおり支給停止(解除)しましたので通知します。

氏 名	
住 所	
支 給 停 止(解除) の 理 由	
支 給 停 止(解除) の 期 間	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にさいたま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第 1 1 号 (第 7 条関係)

心身障害者福祉手当支給停止 (解除)・支給一時差止 (解除) 通知書

年 月 日

様

さいたま市長 図

あなたの心身障害者福祉手当については、次のとおり支給停止 (解除)・支給一時差止 (解除) しましたので通知します。

氏 名	
住 所	
支給停止 (解除)・支給一時差止 (解除) の理由	
支給停止 (解除)・支給一時差止 (解除) の期間	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にさいたま市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内にさいたま市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

様式第1号（第2条関係）

（全部改正〔平成26年規則49号〕、一部改正〔平成27年規則117号〕）

様式第2号（第3条関係）

（一部改正〔平成21年規則120号〕）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

（全部改正〔平成17年規則66号〕）

様式第5号（第4条関係）

（全部改正〔平成21年規則120号〕、一部改正〔平成26年規則49号〕）

様式第6号（第4条関係）

（全部改正〔平成21年規則120号〕、一部改正〔平成26年規則49号〕）

様式第7号（第5条関係）

（追加〔平成21年規則120号〕）

様式第8号（第5条関係）

（追加〔平成21年規則120号〕）

様式第9号（第6条関係）

（全部改正〔平成26年規則49号〕、一部改正〔平成27年規則117号〕）

様式第10号（第7条関係）

（追加〔平成18年規則78号〕、一部改正〔平成21年規則120号・26年49号〕）

様式第11号（第7条関係）

（追加〔平成26年規則49号〕）